



2025 年 5 月 26 日に開催された

2025 年度第 2 回理事会(定例)の概要をお知らせします。

<決議事項>

●2024 年度（第 15 期）事業報告について

- ・24 年度が終了した為、事業計画にあげた各事業の結果をまとめた。
- ・各グループの活動報告に関して、各グループとその配下のチームが活動実績報告をまとめている。
- ・基本方針と重点実施 5 項目は、取組み概要と、24 年度の課題・今後の目標について記載している。
- ・24 年度の課題と今後の目標として 7 項目をあげている。この目標を具現化するべく、25 年度に新しい体制あるいは事務局一体となって取り組んでいくことを考えている。
- ・本日承認された際は、内閣府含む上部団体や全加盟団体に向けて事業報告の内容を発信する予定。

【決議事項】

提案のとおり、24 年度事業報告について承認された。

※詳細は JVA ホームページでご確認ください

[2024-2025workreport.pdf](#)

●2024 年度（第 15 期）決算報告について

- ・監事より、以下の通り監事報告がなされた。

■監査内容

- ①事業報告書は、定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認める。
- ②会計帳簿は公益法人会計基準に従い、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載としているものと認める。
- ③計算書類は定款に従い、正味財産の増減および財産の状況を正しく示しているものと認める。
- ④第三者委員会作成の調査報告書の指摘に係る部分を除いては理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められない。

- ・國分専務理事より決算概要について以下の内容で説明があった。

【決算概要】

収入（営業外収入を含む）：2,718 百万円（前年 3,527 百万円／前年比△23%、予算 2,105 百万円／予算比+29%）

支出（営業外損失を含む）：2,783 百万円（前年 3,831 百万円／前年比△27%、予算 2,625 百万円／予



算比+6%)

税引前損益：▲65 百万円（前年▲304 百万円／前年比 +82%、予算▲519 百万円／予算比+87%）

税引後損益：▲102 百万円（収益事業が黒字の為、法人税が 37 百万円発生）

※今年度は、375 百万円の特定積立金を取り崩された為最終的には約 290 百万円の黒字となった。

【決議事項】

提案のとおり、24 年度決算内容について理事会で承認された。

なお、24 年度決算は 6 月 13 日に開催された定時評議員会で正式に承認されました。

※詳細は JVA ホームページでご確認ください

[2024-2025financial_statements-1.pdf](#)

●特定費用準備資金の積み立てについて

- ・公益法人の財務 3 項目のうち「公益目的事業の収支が相償である事」について、決算を受けて計算した結果、24 年度は公益事業が最終的に約 2 億 9,000 万円の黒字となった。対処する必要があるため、3 億円の特定費用準備資金の積み立てを実施し、この点を解消する。

【収支相償の計算について】

①公益目的事業会計の経常収益	2,139,539,500 円
②過去に積み立てた特定費用準備資金の当期取り崩し分	375,000,000 円
（2024 パリ・インドア強化積立金：50 百万円、2024 パリ・ビーチ強化積立金：25 百万円、国際大会開催積立金：300 百万円）	
③収益事業の利益の半額	100,890,561 円
以上より、収入合計 ①+②+③	= 2,615,430,061 円・・・①
2024 年度の公益目的事業会計の経常費用	2,325,134,552 円・・・②
①-②	= 290,295,509 円

- ・積み立ての内容を以下の 3 点に対して実施することとする。

- ①国内事業の活性化積立金
 - ・26 年度、27 年度の 2 年で 5,000 万円
- ②ロス五輪に向けた強化費の積立（インドア・ビーチ）
 - ・インドア：26 年度、27 年度、28 年度の 3 年で 2 億円
 - ・ビーチ：26 年度、27 年度、28 年度の 3 年で 5,000 万円

【決議事項】

提案のとおり、特定費用準備資金の積み立てについて承認された。

●定款の変更案について

- ・現在の定款が公益財団法人移行時のテンプレートに沿って作成されたと思われ、個別具体的なことが



記載されている部分があり、頻繁に改定が必要になる内容になっている。定款自体は基本的なルールであるため、文言変更等の小さなことと連動しての変更を避けるために、定款を改定したい。

【主な変更内容】

- ・第 4 条：JSPO の名称を変更（日本体育協会→日本スポーツ協会）
- ・第 10 条：評議員会で必ず承認を受ける書類を法定の内容に揃える
※明細書は、運用上で、説明のために必要であれば提出する。
- ・第 14 条：評議員は使用人も兼務不可のため、誤解が生じないように追記
- ・第 15 条：事務局長が理事でなくなるため、選定委員を事務局長に指定。議長に関する記載を一か所に集約（第 23 条に集約）
- ・第 17 条：報酬の支払い方を評議員会内で協議いただいているため変更の度に定款改定とならないよう、役員に合わせる形で「支給することができる」と変更
- ・第 28 条：議事録作成者の記載は必須のため、記載漏れのないよう追記
- ・第 29 条：専務理事を置くこととなったため、記載を修正
- ・第 30 条：監事も事業を執行する立場に就けないため、誤解が生じないように追記
- ・第 32 条：実態にあわせる形で、監事の報告先を理事会に修正。また、重大な事案が評議員会に伝わらない事態を避けるために、必要に応じて理事会から評議員会に報告する旨を追記
- ・第 37 条：現状、無限責任となってしまうため、責任の免除または限定を追記
- ・第 9 章：具体的な内容を削除（今後、規程に移譲）
- ・第 12 章：同上
- ・第 32 条の変更案について、監事の動きが制約されることは世の中の流れに逆行する点の指摘があった。

【決議事項】

議論の結果、第 32 条の変更をしないことを前提に、定款の変更案について理事会で承認された。
なお、定款変更については 6 月 13 日に開催された定時評議員会で正式に承認されました。

※詳細は JVA ホームページでご確認ください

[JVA_定款](#)

●常勤役員報酬の評価および報酬案の決定について

- ・報酬委員会の評価結果に基づいて、評価対象者である川合会長・國分専務理事・内藤業務執行理事を除く理事による議論を行った。

【決議事項】

提案の通り、2024 年度の評価と 2025 年度の報酬について決定した。

●役員報酬総額の変更について

- ・現在の役員報酬総額限度額が 2023 年 8 月 23 日に当時の評議員会で 5,817 万円と承認されたもの。



ただし、当時から専務理事が常設となる等変更があり、当時考えた報酬総額限度を超えることが想定されるため、報酬総額限度額を変更する提案を評議員会に提案したい。

【役員報酬総額の内容】

①常勤役員報酬総額 : 7,194 万円
会長＋専務理事＋業務執行理事 3 名 = 6,540 万円
評価加算による最大 10% = 654 万円

②非常勤役員報酬総額 : 434.5 万円
・主要会議: 274.5 万円
・重要会議: 52.0 万円
・その他 : 108.0 万円

①+ ② = 7,628.5 万円

- ・上記の役員報酬総額の内容から今後の物価高騰や会議回数の上昇を考慮して役員報酬限度額を 8,000 万円とする。

【決議事項】

提案のとおり、役員報酬総額の変更案について理事会で承認された。
なお、役員報酬総額の変更は 6 月 13 日に開催された定時評議員会で正式に承認されました。

●定時評議員会の開催目的について

- ・2025 年 6 月 13 日に 25 年度定時評議員会を開催するものとし、決議事項 5 件、報告事項 3 件とすることを提案する。

【評議員会の開催内容】

- ・決議事項
 - ①第 15 期（2024 年度）計算書類等の承認の件
 - ②定款変更の件
 - ③理事選任の件
 - ④役員報酬総額の上限引き上げについて
 - ⑤役員報酬規程の改定について
- ・報告事項
 - ①第 15 期（2024 年度）事業報告の件
 - ②第三者委員会の調査報告を受けて対応施策報告
 - ③理事の任期満了について



【決議事項】

提案のとおり、定時評議員会の開催目的について承認された。

●業務執行理事会運営規程の改定について

- ・業務執行理事会運営規程で会議を運営するにあたり、実態と合致する様に、内容が不足する部分について規程の改定を提案する。規程の主な変更部分としては以下のとおり。

【主な変更内容】

- ・第2条：専務理事が常設となったことを受けて構成員箇所を更新決議事項について別表にまとめるため、文面を変更して会議出席者を更新（内容はこれまで理事会でも説明してきたとおり）
- ・第3条：開催頻度を実態にあわせて更新
- ・第5条：専務理事が常設となったことを受けて更新
- ・第6条：構成員を二重に記載する必要がないため具体内容（役職名）の削除運用を理事会にあわせて修正（議長は決議に加わらない）利害関係を有する場合には決議に加わらないこと、みなし決議を追加
- ・第8条：議事録の保管を10年間に変更（理事会に合わせる）
- ・第10条：別に会長が定める条項を削除（規程は理事会管轄のため）
- ・別表決議事項（委議を受けたものを含む）を一覧化

【決議事項】

提案のとおり、業務執行理事会運営規程の改定案について承認された。

●役員の報酬規程の改定について

- ・役員報酬規程が現在の運用に合致していない部分を変更することが提案の主旨。主な変更内容は以下のとおり。

①第2条第1項第2号

新	（2）常勤役員とは、本協会の会長・専務理事・業務執行理事を指し、原則として1週間の3日以上を本協会の業務に当たる者をいう。
旧	（2）常勤役員とは、役員のうち、原則として本会を主たる勤務場所とする者をいう。

②第5条

新	第5条 常勤役員の報酬の計算期間は、当月1日から当月末日までとし、支給日は当月25日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とする。 2 非常勤役員の報酬の計算期間は、当月1日から当月末日までとし、支給日は翌月25日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とする。
旧	第5条 常勤役員の報酬の計算期間は、当月1日から当月末日までとし、支給日は毎月25日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日とする。



③第 14 条

新	-削除-
旧	第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

④文言の統一化

新	・本協会 ・または
旧	・この法人 ・又は

【決議事項】

提案のとおり、役員の報酬規程案について承認された。

●理事会運営規程の改定について（運営委員・定例理事会）

- ・理事会の次期体制から加盟団体の内、全国連盟の代表が運営委員となったこと、定時理事会を5回に増やす提案が認められたことを受け、加筆が必要な部分の更新とともに、実態と合っていない部分の変更を提案する。変更内容は以下のとおり。

【変更内容】

- ・第2条：理事会の決議事項を実態にあわせて追加
協会運営に関する重要な事項
※法令、定款に規定されていない重要事項も決議を行うため
- ・第3条：運営委員について追記
臨時理事会の出席は原則オンライン
報酬は旅費規程に準ずる（旅費交通費、日当）
- ・第5条：定例理事会の開催月を更新
1月、3月、5月、7月、10月
- ・第13条：緊急時に業務執行理事会で協議できるよう事後承認の項目に追記
代表理事または業務執行理事会

【決裁事項】

提案のとおり、理事会運営規程案について承認された。

<報告事項>

第三者委員会の調査報告を受けて検討ワーキンググループからの対応施策報告

- ・前回の理事会で第三者委員会から報告された内容についてワーキンググループを発足し、打合せを実施した。

【今回の問題】



- ①選手の所属チームから帰化支援依頼があった。それに対して JVA が起こしたアクションの中で、適正でない文案が外部に出たことについてコンプライアンス委員会にあげられているため、どうすべきか。
- ②帰化に対する支援が、JVA 全体での取り組みになっていなかった。そのため、その間に行われた FIVB のレギュレーションの変更（FoO の変更）について JVA としてつかめておらず、行き違いがあったことが問題となっている。

【問題への対応】

- ①帰化の活動は距離を置くべきとコメントもあったが、JVA 全体として業務に対しての情報共有ができていないことも指摘にあった。今回業務執行理事会は規程の変更とあわせ、事務局も入れて充実と改善を図った。一方、SD ミーティング（旧本部長会議）についても現状活用できていない。その為、規程を作成することで会議体の位置づけを決めて何をそこで議論してどう共有するのか決める。指摘を受け色々な活動があるが、活動については個別にやるのではなく、業務執行理事会で決定した後、目的や進捗を SD ミーティングやシニアダイレクター間で共有を図っていく。ただしこれについては範囲が事象によって異なるのでしっかりと判断していきたい。正確に共有する範囲を認識した上で横串を入れながら協会全体として対応にあたっていける体制とする。
- ②国際渉外は、一度組織を無くして今年から再度復活したが、全ての業務が網羅できていない。そのため、完全な体制が整っていない。指摘の中には、「国際渉外を担当するチームがあるが、FIVB・AVC の理事会でのレギュレーション変更等の決議事項を全て把握して協会内に周知することができていない。そこをしっかりと業務分担に入れるべき」とされている。現状、その業務に対しては不足している部分であり、人力的な部分では現在 2 名で国際渉外チームは業務を行っているので、人員手当を含めた改善を図っていく。また、国際に関わる業務を原点に返って洗い出し、誰が担当なのか、どう共有するのかを明確にしていく。
- ③文章管理は、現在規程が存在しない。その為、規程に基づいた文書の考え方・発簡番号管理・発信者の明示等が徹底されていない。前回の JVA での不祥事も文書発信によって起こった。そこを踏まえても文書管理体制は徹底しなければいけなかった。それを明示した文書管理規程を今後整備していくことを考えている。
- ④ガバナンスの体制強化は、危機管理意識の向上が必要と指摘があった。これについて改めてガバナンス・インテグリティ・コンプライアンスについて研修を含め対策を打つ。内部通報制度の点検も行っていく。帰化申請について一定の距離を置くことが正しかったかもしれないが、その判断ができるような組織としての体制を整えていきたい。JAPAN バレーボール WAY という宣誓を JVA は掲げているので、それに対して共感・実践していくことでガバナンス・インテグリティ・コンプライアンスに繋がる部分があると考え、しっかりと有効活用していきたい。
- ⑤現在職員に対しての懲戒に対する規程が無い。ただ、就業規則に懲戒というのが定義されていて、全てコンプライアンス委員会にあげるようなルールになっている。民間企業は、懲戒委員会をつくって内部の職員は制度を適用していることから、懲罰制度の整備に加え、コンプライアンス委員会をどの



ように活用するのかなど再度明確にしたい。

●功労者Ⅱ表彰決定

[第 17 期(2025 年度)第 1 回功労者Ⅱ表彰授賞者]

- 栃木県バレーボール協会／柿沼光治
- 福井県バレーボール協会／清水正明
- 一般社団法人静岡県バレーボール協会／大橋誠二
- 島根県バレーボール協会／青砥二郎

●コンプライアンス委員会からの指導者案件に関する 2024 年度報告

- ・24 年度の通報案件の内訳について報告する。24 年 4 月から 25 年 3 月まで JVA のコンプライアンス通報案件は 98 件。うち JSPO 案件が 57 件、JVA 対象が 47 件、処分対象決定数が 13 件、JSPO 審議中が 10 件だった（合計数が合わないのは同一案件の報告が複数あった為）。内容は、暴言・暴力ハラスメントが半分ずつだったので改善が必要だと思っている。相談窓口ができて通年で情報の分析ができる状況になったので、前年比較をしながら改善に努めていく。元々課題として言われてきた処分までの期間は大きな課題として既に認識しているので引き続き改善に努めていく。

●年間スケジュールについて

- ・前回の理事会で事務局案の時間帯から意見があった通りの内容で 1 時間遅らせたスケジュールを示させていた。あらかじめ理事・監事の方々はスケジュールの確保をお願いしたい。詳細は資料記載の通り。

以上